別添1－2

西目屋村 {水道 / (簡易水道)} 事業経営戦略

団体名 : 青森県西目屋村

事業名 : 簡易水道事業

策定日 : 令和 6 年 3 月

計画期間 : 令和 6 年度 ～ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	計画給水人口	1356 人
法適（全部・財務）・非適の区分	非適用（令和6年度から法適用予定）	現在給水人口	1191 人
		有収水量密度	1.72 千㎥／ha

② 施設

水源	✓表流水， ダム， ✓伏流水， ✓地下水， 受水， その他 （複数選択可）			
施設数	浄水場設置数	5	管路延長	36.29 千m
	配水池設置数	6		
施設能力	1,521 ㎥／日		施設利用率	23.49 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	本村の水道料金は使用水量に関わらず徴収される基本料金と、使用水量に応じて徴収される超過料金で構成される二部料金制を採用している。基本料金には基本水量が10㎥含まれており、超過料金は1㎥毎に100円また、水道メーターの使用料は口径別に別途徴収している。
料金改定年月日（消費税のみの改定は含まない）	平成 20 年 4 月 1 日

＜料金表＞

用途区分	基本料金(～$10m^3$) 1か月につき	超過料金 10㎥を超えた水量1㎥につき
一般用	1,000円	100円/m^3
指定事業所用	2,000円	200円/m^3

＜量水器使用料＞

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	240円
25mm	300円
40mm	900円
50mm	1,060円
75mm	1,500円

④ 組 織

西目屋村簡易水道事業は、建設課水道係にて業務を執行しております。建設課職員は5名、そのうち水道係職員は1名です。

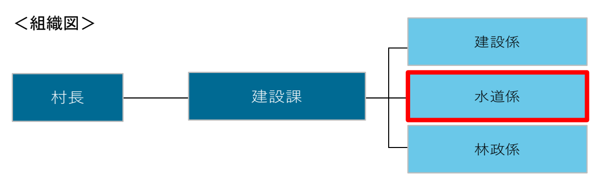

（2）これまでの主な経営健全化の取組

■簡易水道施設の統合

本村における水道施設は簡易水道施設で、田代・大秋・砂子瀬地区の3地域で運営していたものを、平成10年度に田代、砂子瀬地区を統合し西目屋村簡易水道事業とし、平成25年度に西目屋村簡易水道事業と大秋簡易水道事業を統合し、経営の効率化を進めているところである。

■周辺自治体との広域化の取り組み

本村は青森県が中心となって進めている県内の水道事業の広域連携について、3市3町2村2企業団からなる中南地区の枠組みを基本として、検討を進めているところである。現在検討を進めているものは大きく2つ（事務の広域的処理、施設の統廃合）で、それぞれの現状を以下に示す。

①事務の広域的処理について

本村の属する中南地区における「水質検査の共同化」、「料金徴収業務の共同化」、「マッピングシステム（管路情報システム）の共同化」について、単独実施の場合と共同化した場合の費用を比べると、1年あたりの費用削減率は8.5%の削減効果が見込まれる試算となっている。

以下（効果額（事務の広域的処理）の概要を参照）

図表 6-2 効果額（事務の広域的処理）の概要

（単位：千円／年）

パターン名	効果額（費用削減額）			効果額計	費用削減率
	水質検査	料金徴収	マッピング	（費用削減額計）	
東青Ⅰ	▲ 16,166	▲ 9,166	▲ 1,800	▲ 27,132	▲ 4.2%
中南Ⅰ	▲ 6,789	▲ 32,734	▲ 4,904	▲ 44,427	▲ 8.5%
三八Ⅰ	－	▲ 4,554	▲ 1,802	▲ 6,356	▲ 1.4%
西北Ⅰ	▲ 34,896	▲ 7,676	▲ 2,690	▲ 45,262	▲ 10.2%
上十三Ⅰ	▲ 39,613	▲ 14,497	▲ 3,102	▲ 57,212	▲ 18.7%
下北Ⅰ	▲ 14,568	▲ 1,262	▲ 2,200	▲ 18,030	▲ 6.3%
6地区計	▲ 112,032	▲ 69,889	▲ 16,498	▲ 198,419	▲ 7.5%

＜出典：青森県水道広域化推進プラン（R4）＞

試算結果を踏まえ、当面の取り組みとしては、関係事業体間で令和7年度末までに対象業務の検討を行うことを合意している。

＜出典：青森県水道広域化推進プラン（R4）＞

②施設の統廃合について
隣接する弘前市の東目屋浄水場と、本村の稲元、名坪平浄水場の統廃合の検討を進めている。
これは、稲元浄水場、名坪平浄水場を廃止し、東目屋浄水場から稲元、名坪平配水区域へ配水を行う計画である。
令和7年度から令和51年度の更新費用合計から、削減効果の試算結果では単独で事業運営する場合と比較し、本村だけで8.83億円の削減効果が見込まれ、更に弘前市の削減効果と合わせると9億円、77.3%の削減効果が得られることが見込まれる。

削減効果

令和7年度から令和51年度までの更新費用合計から、削減効果を算出した。　単位：千円

	R7（2025）～R51（2069）		
	弘前市	西目屋村	合計
①　単　独	93,218	1,069,949	1,163,167
②　統廃合案	76,839	186,812	263,651
③　効果額	▲ 16,379	▲ 883,137	▲ 899,516
		削減割合	▲ 77.3%

試算結果を踏まえ、当面の取り組みとしては、本年度中に管網解析の結果を分析し、令和6年度以降はその結果を踏まえ弘前市との間で協議を続けることを合意している。

*1　水道事業の広域化とは、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

（3）経営比較分析表等を活用した現状分析

※　直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表)を添付すること。

経営の効率性･健全性を示す指標分析

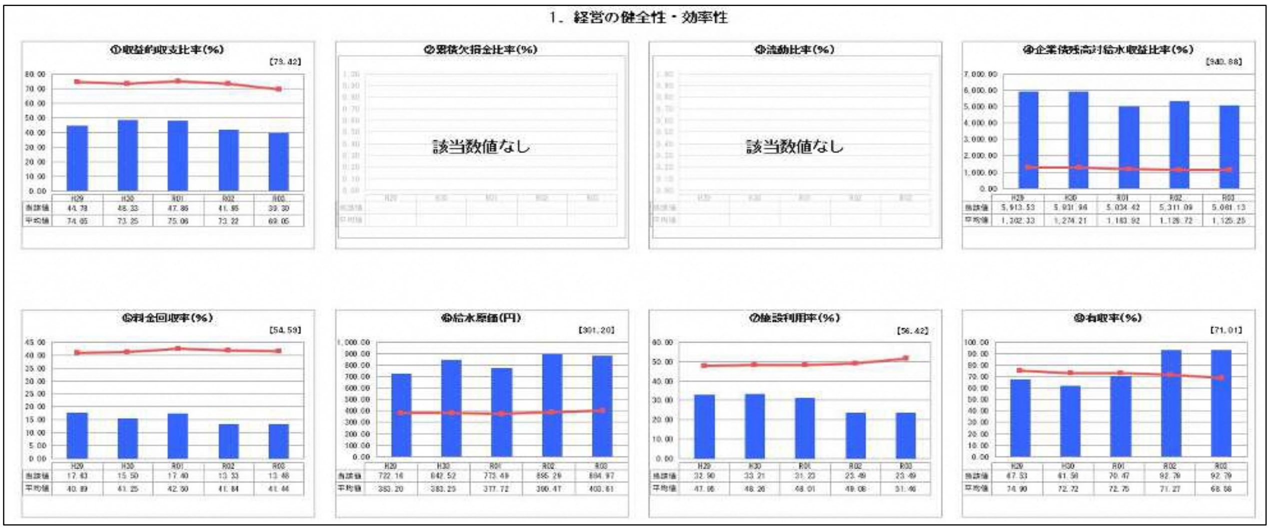

①収益的収支比率
100%を大きく下回り、更に減少傾向が続いている。これは給水人口が減少し、有収水量が減少しているためと考えられる。
④企業債残高対給水収益比率
企業債残高対給水収益比率は平均の5倍程度で事業規模に比して非常に高い水準といえる。令和6年度からの法適用により精緻に経営の状態を把握できるようになることから、適正な水準を検討していく必要がある。
⑤料金回収率
料金回収率は、水道供給に関わる費用を賄えるよう本来100%を超えるべき指標であるが、本村では10%台の回収率となっており、極めて低い水準である。これは、村内に集落が点在しており事業の効率が上げにくいこと、水道使用料水準が低廉であることが原因となっている。
⑥給水原価
本村の給水原価は900円/㎥に近い水準で、これは平均の2倍以上、青森県内でも最も高い水準となっている。これは点在する集落のそれぞれで給水施設を持っていたものを会計上は統合しているものの、実態としては浄水場は地域ごとに存在し、非効率な事業運営になっていることが大きい。現在検討を進めている広域化に拠る統廃合などを検討し、最適な事業の在り方を検討していく必要がある。
⑦施設利用率
本村の施設利用率は20%台となっており、非常に低い水準となっている。特に直近の2年（R2～R3）の落ち込みが大きいが、これはコロナ禍による行動制限により、国内外の観光客が減少したことによる影響がある。令和元年度時点の観光客数は29万5千人だったが、令和2年は23万4千人、令和3年は22万8千人と20%以上の減少が見られる。
⑧有収率
有収率はコロナ減免の影響により直近の2年（R2～R3）の数値が90%を超えているものの、コロナ減免措置の終了により、従前の水準（70%台）に戻ることが想定される。

老朽化の状況を示す指標分析

本村の老朽化を示す指標は本年度時点で法非適用のため、該当する数値が抽出できないものの、供用開始から60年を超える地域もあること、有収水量が70%台となっており漏水の疑われる地域もあることから、一定程度老朽化が進んでいる状況にあると考えられる。
本年度実施している法適用に向けた資産整理結果を踏まえ、適切に老朽化の状況を把握し、更新に向けた優先順位を付けた計画の策定を実施していく。

2. 将来の事業環境

（1）給水人口の予測

西目屋村人口ビジョンでは，人口ビジョン推計の仮定条件の通り推移した場合，令和17年（2035年）における行政区域内人口を996人としている。本計画においても村の総合戦略による施策効果により，将来における人口減少率が抑制されるものとし，人口ビジョン計画値に合わせ2035年の将来人口を996人とした。令和4年度末現在、給水人口普及率は100%であり、給水人口は行政区域内人口と同値とする。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	1,354	1,328	1,306	1,224	1,191	1,191	1,186	1,180	1,175	1,154	1,134	1,113	1,093	1,072	1,057	1,042	1,011	996
給水人口	1,354	1,328	1,306	1,224	1,191	1,191	1,186	1,180	1,175	1,154	1,134	1,113	1,093	1,072	1,057	1,042	1,011	996

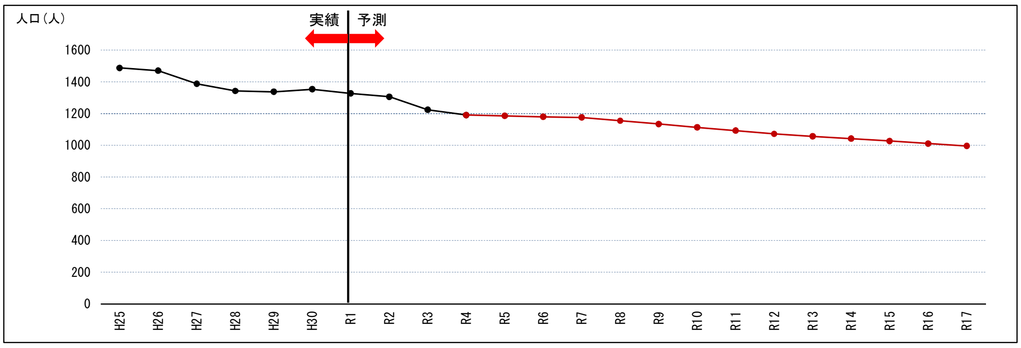

（2）水需要の予測

令和15年度時点の有収率を95%に設定し、人口推移を考慮して有収水量を推計した。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
有収水量（㎥/年）	143,080	154,452	151,840	152,205	154,030	149,328	149,650	150,745	149,650	149,328	148,190	147,095	146,365	146,400	145,270	144,905

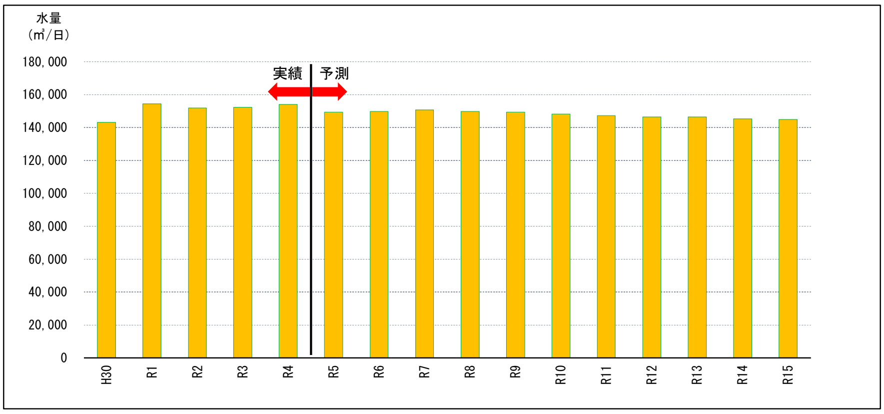

（3）料金収入の見通し

料金収入について、前項で推測した有収水量に料金単価（令和元年度実績値）を乗じ、将来の見通しを推計した。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
料金収入（千円）	18,711	20,808	18,229	18,221	15,916	21,922	20,136	20,283	20,136	20,092	19,939	19,792	19,694	19,698	19,546	19,497

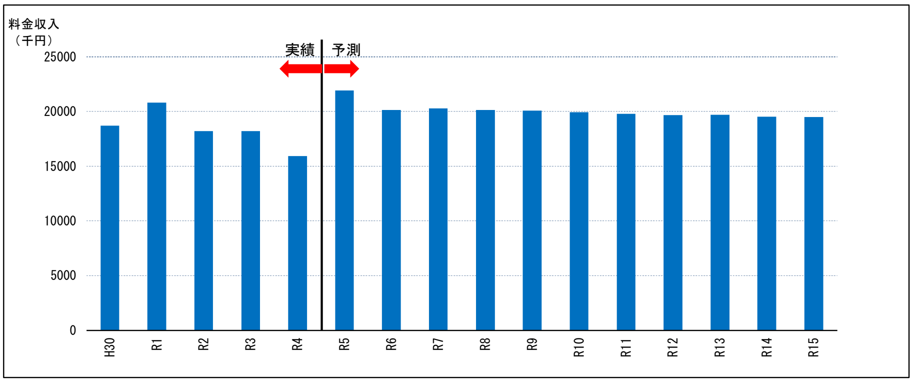

（4）組織の見通し

現在本村簡易水道事業は水道係1名で事業を運営しているため、これ以上の人員削減は難しい。
担当者不在時や異動時等、建設課全体で組織として対応ができるようマニュアルの整備等を進める。

3. 経営の基本方針

西目屋村簡易水道事業の経営における基本方針は、前回経営戦略策定時に掲げた方針を引き続き踏襲する。

【経営の基本方針_簡易水道事業】

施策１　合理的な施設更新
・アセットマネジメントの実績等による、効果的・効率的な施設更新の実施

施策２　経営の効率化
・民間活力を生かした水道サービスの向上

施策３　危機管理体制の強化
・危機管理マニュアルの整備、水道施設の耐震化

施策４　その他の取り組み
・広域化、新技術の活用

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）　：　別　紙　の　と　お　り

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①　収支計画のうち投資についての説明

目　　標	前回経営戦略で策定した投資計画を引き継ぎ、着手年度を修正し令和10年度から施工する想定とする。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
建設改良費（千円）	16,000	0	0	0	0	136,800	0	207,700	0	16,400	45,100

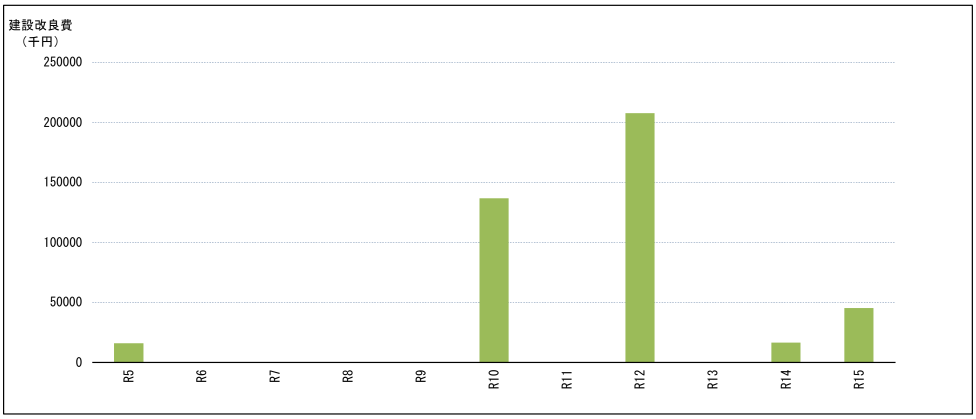

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	現状は水道料金で配水に関わる経常的な費用を回収できていないため、不足している額は一般会計からの繰入金で充当している。 また、資本的支出についても一般会計からの繰入金で充当している。 今後は、令和6年度の法適用によって明らかになる本村簡易水道事業の経営の実態を踏まえ、資産維持費を見込んだ上で、本村簡易水道事業として必要な料金目標を設定し、適切な料金水準とすることで料金回収率の向上を目指す。

建設改良費の財源について
・建設改良費の財源は3割の国庫補助金を見込み、残額を企業債で充当している。

企業債償還金について
・現状は一般会計繰入金で充当しているが、令和6年度の法適用後は損益勘定留保資金などの補填財源からの充当を見込む。

水道料金について
・本経営戦略における水道料金体系は現行の料金制度を継続するものとしているが、令和6年度の法適用後、経営の実態を踏まえ見直しを行うものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費について
職員の増員は検討していないものの、賃金上昇を考慮し、賃金上昇率（直近5年間の上昇率平均100.32%）を乗じている。
・委託料、修繕費、動力費等について
平生30年度～令和4年までの5年間の実績値の平均に、物価上昇率（直近5年間の上昇率平均101.32%）を乗じている。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※　投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
　また、（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	前述の通り、①中南地区における事務の広域的処理、②弘前市との浄水場施設の統廃合（稲元、名坪平浄水場の廃止）について慎重に検討を進めている。特に本村は集落が点在し事業効率を上げにくい地域特性があるため、前向きに検討を進める。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	特に法適用後の中長期的な観点による経営の健全化について、民間の専門性を活用しながら本村として目指すべき方向性を検討する。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	法適用後の中長期的な視点による設備更新（特に管路）について、適切に優先順位を付けて更新計画を策定する。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	弘前市との浄水場施設の統廃合（稲元、名坪平浄水場の廃止）について検討を進めているところである。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	弘前市との浄水場施設の統廃合（稲元、名坪平浄水場の廃止）について検討を進めているところである。
その他の取組	水道係の職員が1名で人員が限られているため、同一課内での業務引継ぎに加え、適切に民間等外部の業者を利用することで業務の属人化を抑制し、効率的な事業運営に取り組む。

② 財源についての検討状況等

料　　　　　　　　　　金	現状料金回収率が極めて低く、経常的費用を全く回収できていないので、法適用により中長期的な事業の見通しを立てられるようになるため、資産維持費を見込んだ上で、本村簡易水道事業として必要な料金目標を設定し、適切な料金水準とすることで料金回収率の向上を目指す。
企　　　業　　　債	既に企業債残高は高い水準にあるため、積極的に起債を増加させられる状況にないが、損益勘定留保資金や料金改定など、法適用により検討が可能となる多くの財源と併せて適切な起債水準を検討する。
繰　　　入　　　金	現状繰入金がないと事業が成り立たない状況のため、すぐにゼロにすることはできないが、特に基準外繰入金について、明確な削減目標を立てて独立採算に近づけるように努める。
資産の有効活用等（*2）による収入増加の取組	現状特に検討していない。
そ　の　他　の　取　組	現状特に検討していない。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・令和6年度の法適用後に、公営企業会計を基にした財政計画を改めて策定し、事業の持続可能性を確実なものとする。 財政計画の策定は、遅くとも令和10年度までに行う。

様式第2号（法非適用企業）

投資･財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	本年度（予算）	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的収支 収益的収入 1 総収益 (A)	64,095	54,953	54,300	54,027	52,939	52,237	52,729	52,168	53,525	53,234	53,456
（1） 営業収益 (B)	21,924	20,136	20,283	20,136	20,092	19,939	19,792	19,694	19,698	19,546	19,497
ア 料金収入	21,922	20,136	20,283	20,136	20,092	19,939	19,792	19,694	19,698	19,546	19,497
イ 受託工事収益 (C)											
ウ その他	2										
（2） 営業外収益	42,171	34,817	34,017	33,891	32,847	32,298	32,937	32,474	33,827	33,688	33,959
ア 他会計繰入金	42,171	34,817	34,017	33,891	32,847	32,298	32,937	32,474	33,827	33,688	33,959
イ その他											
収益的支出 2 総費用 (D)	61,873	54,953	54,300	54,027	52,939	52,237	52,729	52,168	53,525	53,234	53,456
（1） 営業費用	50,507	44,402	44,905	45,415	45,931	46,454	46,984	47,519	48,062	48,612	49,170
ア 職員給与費	8,243	8,269	8,296	8,322	8,349	8,376	8,403	8,429	8,456	8,483	8,511
うち退職手当											
イ その他	42,264	36,133	36,609	37,093	37,582	38,078	38,581	39,090	39,606	40,129	40,659
（2） 営業外費用	11,366	10,551	9,395	8,612	7,008	5,783	5,745	4,649	5,463	4,622	4,286
ア 支払利息	11,366	10,551	9,395	8,612	7,008	5,783	5,745	4,649	5,463	4,622	4,286
うち一時借入金利息											
イ その他											
3 収支差引 (A)-(D) (E)	2,222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支 資本的収入 1 資本的収入 (F)	93,654	84,063	87,960	89,370	89,870	224,542	73,785	275,126	61,333	55,416	72,228
（1） 地方債	16,000	0	0	0	0	86,184		130,851		10,332	28,413
うち資本費平準化債											
（2） 他会計補助金	77,654	84,063	87,960	89,370	89,870	97,318	73,785	81,965	61,333	40,164	30,285
（3） 他会計借入金											
（4） 固定資産売却代金											
（5） 国（都道府県）補助金						41,040	0	62,310	0	4,920	13,530
（6） 工事負担金											
（7） その他											
資本的支出 2 資本的支出 (G)	99,547	84,063	87,960	89,370	89,870	224,542	73,785	275,126	61,333	55,416	72,228
（1） 建設改良費	16,000	0	0	0	0	136,800	0	207,700	0	16,400	45,100
うち職員給与費											
（2） 地方債償還金 (H)	83,547	84,063	87,960	89,370	89,870	87,742	73,785	67,426	61,333	39,016	27,128
（3） 他会計長期借入金返還金											
（4） 他会計への繰出金											
（5） その他											
3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 5,893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 3,671	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)											
前年度繰上充用金 (M)											
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)											
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)											
実質収支 (N)-(O) 赤字 (Q)											
赤字比率 ((Q)/((B)-(C)) ×100)											
収益的収支比率 ((A)/((D)+(H)) ×100)											
地方財政法施行令第16条第１項により算定した資金の不足額 (R)											
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	21,924	20,136	20,283	20,136	20,092	19,939	19,792	19,694	19,698	19,546	19,497
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)											
健全化法施行規則第６条に規定する解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)											
他会計借入金残高 (W)											
地方債残高 (X)	779,201	517,809	427,940	426,381	352,597	416,022	354,689	326,004	327,290	313,160	303,152

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	本年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的収支分	42,171	34,817	34,017	33,891	32,847	32,298	32,937	32,474	33,827	33,688	33,959
うち基準内繰入金	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602
うち基準外繰入金	35,569	28,215	27,415	27,289	26,245	25,696	26,335	25,872	27,225	27,086	27,357
資本的収支分	77,654	84,063	87,960	89,370	89,870	97,318	73,785	81,965	61,333	40,164	30,285
うち基準内繰入金	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994	33,994
うち基準外繰入金	43,660	50,069	53,966	55,376	55,876	63,324	39,791	47,971	27,339	6,170	0
合計	119,825	118,880	121,977	123,261	122,717	129,616	106,722	114,439	95,160	73,852	64,244